

定

款

日 本 ゼ オ ン 株 式 会 社



日本ゼオン株式会社定款

	改正	昭和 31 年 8 月 30 日	昭和 62 年 6 月 26 日
		昭和 32 年 2 月 28 日	平成元年 6 月 29 日
		昭和 34 年 11 月 30 日	平成 3 年 6 月 27 日
		昭和 35 年 5 月 31 日	平成 6 年 6 月 29 日
		昭和 36 年 5 月 31 日	平成 10 年 6 月 26 日
		昭和 37 年 11 月 30 日	平成 11 年 6 月 29 日
		昭和 38 年 12 月 1 日	平成 12 年 6 月 29 日
		昭和 39 年 11 月 30 日	平成 14 年 6 月 27 日
		昭和 40 年 5 月 14 日	平成 15 年 6 月 27 日
		昭和 41 年 11 月 30 日	平成 16 年 6 月 29 日
		昭和 45 年 11 月 30 日	平成 18 年 6 月 29 日
		昭和 46 年 11 月 27 日	平成 19 年 6 月 28 日
		昭和 47 年 11 月 28 日	平成 21 年 6 月 26 日
昭和 25 年 11 月 21 日		昭和 49 年 11 月 28 日	平成 23 年 6 月 29 日
昭和 26 年 2 月 13 日		昭和 50 年 5 月 29 日	平成 25 年 6 月 27 日
昭和 26 年 6 月 29 日		昭和 54 年 6 月 30 日	平成 27 年 6 月 26 日
昭和 26 年 8 月 31 日		昭和 57 年 6 月 30 日	平成 29 年 5 月 12 日
昭和 27 年 2 月 28 日		昭和 60 年 6 月 28 日	令和 4 年 6 月 29 日

## 第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日本ゼオン株式会社と称し、英文では、ZEON CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 合成ゴム、合成樹脂、合成繊維等の石油化学誘導品、これらに関連する基礎原料製品その他の化学工業製品の製造・加工及び売買
- (2) ゴム製品及びプラスチック製品の製造・加工及び売買

- (3) 接着材、色材、化粧品、香料、医薬品、医薬部外品、医療用具、食品、農薬、肥料、飼料及びこれらに関連する製品の製造・加工及び売買
- (4) 輸送荷役用製品、包装用製品、農水産用機材、土木建築用製品、住宅部材及び施設、公害防止用器材及び設備並びにこれらに関連する製品の製造・加工及び売買
- (5) 電子機器用部品の製造及び売買
- (6) 半導体及び液晶の製造用薬剤並びにこれらの供給装置の製造及び売買
- (7) コンピューター及びその周辺機器の売買並びにソフトウェアの制作及び売買
- (8) 土木工事、建築工事、管工事、機械器具設置工事、清掃施設工事その他の各種建設工事の請負
- (9) 前各号に関連する技術の供与、各種プラントの設計及び建設、環境計量証明並びに情報処理サービスの受託
- (10) 教育研修施設及びスポーツ施設の経営
- (11) 不動産の売買、賃貸借及びこれらの仲介並びに不動産の管理
- (12) 金銭の貸付、売掛債権・手形債権の売買、債務の保証等の金融業
- (13) 前各号に附帯する事業及びこれに関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、8億株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

② 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(3) 次条に定める単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(届出)

第10条 株主、登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、その氏名、及び住所を、取締役会で定める株式取扱規則に従って届け出なければならない。

② 株主、登録株式質権者又はその法定代理人であって日本国内に住所又は居所を有しないものは、日本国内に仮住所を設け、又は日本国内に住所若しくは居所を有する代理人を定め、株式取扱規則に従ってこれを届け出なければならない。

③ 前2項の届出事項に変更のあったときも同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をも

って、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株式に関する手続等)

第12条 当社の株式に関する手続及びその手数料については、株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、その日時及び場所等会社法第298条第1項各号に掲げる事項を定め、代表取締役が招集し、議長となる。

- ② 代表取締役が2名以上の場合又は全ての代表取締役に事故のある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、それぞれ、1名の代表取締役又は他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する

株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当会社に保存する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠又は増員のため選任せられた取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の設置)

第22条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定するものとする。

② 代表取締役は、取締役会の決議に基づき、当会社を代表して業務を執行する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長、取締役副会長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

- ② 取締役会長を置かない場合又は取締役会長に事故のある場合は、取締役副会長、取締役社長が順次これに当たり、これらに事故のある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発し、招集するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、この期間を短縮し得るものとし、あらかじめ取締役会で期日を定めた場合においては、その通知を省略し得るものとする。

(取締役会の決議等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監査役が当該提案について異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して当会社に保存する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議に

よって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第33条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定するものとする。

(監査役会の招集者及び議長)

第36条 監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。

- ② 監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当たる。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会は、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発し、

招集するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、この期間を短縮し得るものとし、あらかじめ監査役全員の同意がある場合においては、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印して当会社に保存する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第43条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。

(剰余金の配当)

第48条 期末の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第50条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、支払の義務を免れる。